

令和 6 年 3 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 1 号	令和 6 年度珠洲市一般会計予算
議案第 2 号	令和 6 年度珠洲市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	令和 6 年度珠洲市介護保険特別会計予算
議案第 4 号	令和 6 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	令和 6 年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算
議案第 6 号	令和 6 年度珠洲市病院事業会計予算
議案第 7 号	令和 6 年度珠洲市水道事業会計予算
議案第 8 号	令和 6 年度珠洲市下水道事業会計予算
議案第 9 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 1 0 号）
議案第 1 0 号	令和 5 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 1 号	令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 2 号	令和 5 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 3 号	令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 6 号）
議案第 1 4 号	令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 6 号）

議案第 1 5 号	珠洲市令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部の設置に関する条例 について	-----	1
議案第 1 6 号	珠洲市震災復興基金条例について	-----	3
議案第 1 7 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	-----	5
議案第 1 8 号	珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職 員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	-----	7
議案第 1 9 号	珠洲市介護保険条例の一部を改正する条例について	-----	9
議案第 2 0 号	指定管理者の指定について	[滞在交流施設日置]	----- 1 1
議案第 2 1 号	指定管理者の指定について	[東山中町飲料水供給施設]	----- 1 2
議案第 2 2 号	指定管理者の指定について	[珠洲市揚浜塩田施設]	----- 1 3
議案第 2 3 号	珠洲公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-----	1 4

議案第 15 号

珠洲市令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部の設置に関する条例について

珠洲市令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部の設置に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 市長は、珠洲市が令和 6 年能登半島地震により甚大な被害を受けたことから、市民の生活の再建及び安定並びに本市の復興に関する事業（以下「復旧・復興事業」という。）を迅速かつ計画的に実施するため、珠洲市令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部)

第 2 条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長は、副市長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(内部組織)

第 3 条 本部に、規則で定めるところにより、内部組織を置くことができる。

(事務局)

第 4 条 復旧・復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため、本部に事務局を置く。

2 事務局に局長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 局長は、事務局の事務を掌理する。

(廃止)

第5条 市長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 市民の生活の再建及び安定並びに本市の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、珠洲市令和6年能登半島地震復旧・復興本部を設置するもの。

議案第 16 号

珠洲市震災復興基金条例について

珠洲市震災復興基金条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市震災復興基金条例

(設置)

第 1 条 令和 6 年能登半島地震の復興等に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、珠洲市震災復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

2 基金の事業を推進するため寄附があったときは、この基金に積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替え運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 令和6年能登半島地震の復興等に関する事業に要する経費の財源を確保するため、基金を設置するもの。

議案第 17 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年珠洲市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 珠洲市災害弔慰金等認定審査会

（認定審査会の設置）

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、珠洲市災害弔慰金等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年珠洲市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

災害弔慰金等認定審査会	委員	日額 12,000 円
-------------	----	-------------

提案理由 珠洲市災害弔慰金等認定審査会を設置するため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 18 号

珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年珠洲市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当）

第 17 条の 2 給与条例第 20 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 20 条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 18 条第 1 項中「」の次に「という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の「基準月額」とは、当該パートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が 38 時間 45 分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 4 条から第 6 条までの規定を適用して得た額とする。

第 27 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当）

第 27 条の 2 給与条例第 20 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム

会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第30条第1項第1号中「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を削り、「選挙事務従事手当」の次に「、期末手当及び勤勉手当」を加え、同項第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年珠洲市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正等を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 19 号

珠洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

珠洲市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市介護保険条例の一部を改正する条例

珠洲市介護保険条例（平成 12 年珠洲市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「38, 400 円」を「34, 900 円」に改め、同項第 2 号中「57, 600 円」を「52, 500 円」に改め、同項第 3 号中「57, 600 円」を「52, 900 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 145, 900 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 161, 200 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 176, 600 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 184, 300 円

第 2 条第 2 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「23, 000 円」を「21, 800 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「23, 000 円」を「21, 800 円」に、「38, 400 円」を「37, 200 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「23, 000 円」を「21, 800 円」に、「53, 700 円」を「52, 500 円」に改める。

第 4 条第 3 項中「又は第 8 号ロ」を「、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロ」に、「第 8 号まで」を「第 12 号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の珠洲市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由 介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 20 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滞在交流施設日置
- 2 指定管理者となる団体の名称 日置ハウス運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市折戸町ヌ部 8 番地
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 滞在交流施設日置の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 21 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東山中町飲料水供給施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 東山中地区飲用水管理組合
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市東山中町チの部 54 番地
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 東山中町飲料水供給施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 22 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲市揚浜塩田施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社奥能登塩田村
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市清水町 1 の部 58 番地 1
- 4 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲市揚浜塩田施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 23 号

珠洲公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

珠洲公平委員会委員 木田 紀子は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、後任者として次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

選任すべき委員

珠洲市三崎町引砂子部 55 番地

加 治 紀美子

昭和 31 年 3 月 11 日生

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕